

砂川市条例第23号
令和7年12月9日

砂川市旧学校施設使用条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市旧学校施設使用条例

(設置)

第1条 市立学校の再編に伴い、学校としての用途を廃止した施設を有効に活用し、市民の社会教育活動等の場として使用に供することにより、社会教育活動の振興等を図るため、砂川市旧学校施設（以下「旧学校施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び使用可能な施設)

第2条 旧学校施設の名称、位置及び使用可能な施設は、次のとおりとする。

名 称	位 置	使用可能な施設
旧豊沼小学校	砂川市東5条南17丁目227番地	屋内運動場 ミーティングルーム
旧中央小学校	砂川市晴見1条北7丁目69番地9	屋内運動場 ミーティングルーム

(使用時間)

第3条 旧学校施設の使用時間は、次条に規定する休業日を除いた日の午後5時から午後9時までとする。ただし、砂川市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 旧学校施設の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要と認めるときは、同項の休業日を変更し、又はその他の日を臨時に休業日とすることができます。

(使用対象者)

第5条 旧学校施設を使用できる者は、市内に居住する5人以上の団体及びグループ（以下この条において「団体等」という。）であって、当該施設において社会教育活動を行うものとして委員会が認めるものとする。ただし、団体等以外の者であって、委員会が公用又は公共用に供するため必要と認めるものについては、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 旧学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、旧学校施設の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(特別設備等の許可)

第7条 前条第1項の規定により旧学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、旧学校施設の使用に当たり、特別な設備を設置し、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧学校施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政党及びその他政治的活動のための使用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教及びその他宗教的活動のための使用と認められるとき。
- (3) 旧学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 私的営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、旧学校施設の使用に当たり、別表に定める使用料を委員会に前納しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第10条 委員会は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じても委員会は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 法令又はこの条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 第8条各号の規定に該当する事由が生じたとき。
- (3) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、旧学校施設の使用を終えたとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに旧学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その責めに帰すべき事由により旧学校施設又は設備器具等を破損し、又は滅失した

ときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

旧学校施設使用料

区 分	1時間当たり使用料
屋内運動場	520円
ミーティングルーム	100円